

福北監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 20 年 3 月 28 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、福北監査法人を検査した結果、下記のとおり、法令に違反する行為が認められるほか、当該監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法（以下「法」という。）第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

福北監査法人を検査した結果、以下に指摘するとおり、法令に違反する行為が認められるほか、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

1. 当該監査法人においては、法第 24 条の 2 に規定する大会社等に該当する会社から、法第 2 条第 2 項に規定する非監査証明業務である財務書類の調製に関する業務により継続的な報酬を受けているにもかかわらず、当該会社の財務書類について監査証明業務を行っている。これは、法第 34 条の 11 の 2 において準用する法第 24 条の 2 の規定に違反している。
2. 当該監査法人においては、法人全体の業務運営に対する社員の自覚が欠如しており、内部統制が機能していない。このことから、社員会の運営に関する規程が整備されていない上、社員会において審議すべきとされている事項が付議されていないなど、社員会の運営が不十分である。さらに、内部規程等の整備及び周知が不十分となっているなど、監査の品質管理のための組織的な業務運営は不十分である。
3. 日本公認会計士協会の品質管理レビューの指摘事項について、監査法人全体として真摯に改善しようという社員の意識が希薄であることなどから、その改善に向けての取組が不十分である。また、品質管理のシステムの監視を実施していないほか、前任監査人からの監査業務の引継が行われているか否かを法人として把握・管理していないなど、内部管理態勢は不十分である。
4. 監査業務の実施においては、リスク・アプローチに基づく監査計画の立案が不十分であるなど監査の基準に準拠していない監査手続が広範にみられる。また、監査調書の作成及び査閲が著しく不十分であり、監査手続の実施における検討過程が記録されていない監査業務があるほか、監査調書の管理が杜撰である。
5. 当該監査法人においては、監査業務に係る審査の重要性に対する社員の認識が欠如している。そのため、審査を実施していない監査業務があるほか、監査上の重要な論点に対して審査を実施していない。さらに、審査資料の作成及び保存が適切に行われていないものがみられるなど、審査態勢は不十分である。

お問合せ先 公認会計士・監査審査会事務局 審査検査室 (代表) 03-3506-6000 (内線 2470)
